

知多市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 22 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 28 号

知多市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

知多市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年知多市条例第 1 号）の一部を別紙 1 のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第 22 条の 4（この条例による改正後の第 22 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

（知多市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 知多市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 45 年知多市条例第 75 号）の一部を別紙 2 のとおり改正する。